

平成30年度

20メートル型巡視艇中検修理
(2018-No. 8)

第一管区海上保安本部
船舶技術部

第一章 一 般

- 1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施行し、所要の検査に合格しなければならない。
また、検査に関する手続きは請負者が行い、その検査申請に当たっては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。
なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶技術部(課)に提出するものとする。
- 2 この修理の施行に当たっては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。
- 3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。
また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。
なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、監督職員の指示により処理するものとする。
- 4 請負者は、受検日程等を記載した工程表を検査職員及び船舶技術部(課)に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 この修理の施工に当り、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により適法に処理するものとする。
- 6 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。
- 7 この修理期間中請負者は、本船の自活用の電力及び飲料水を供給するものとする。
なお、その使用料については、協議のうえ別途契約するものとする。
- 8 この修理期間中請負者は、修理のために、ほう炊及び居住のための代替施設の必要がある場合には供給するものとする。
- 9 引渡期限 平成30年10月29日
但し、修理開始日は 平成30年10月18日 以降とする
修理のための基地出港日は 平成30年10月16日 以降とする。
なお、修理場所は請負者造船所とする。
- 10 図書及び検査記録等提出期限は、平成30年11月22日 とする。
- 11 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

第二章 船体部

1. 船体上下架

(1) 主要目

総トン数	全 長	幅	深 さ	船 質
26.00T	19.60m	4.35m	2.30m	高張力鋼

(2) 滞架日数

本修理にかかる滞架日数は、5日とする。

(3) 要領等

上架要領図を参照し、安全確実に上下架を行う。

2. 居住区等の防汚処置

修理仕様に指示する防汚処置の他、次の防汚処置を本修理開始前に施工し、本修理完了後、同処置の撤去及び掃き掃除を行う。

床：ビニールフィルムでカバーする。

(調理室、乗員室、暴露甲板) 22㎡

階段：ステップはラワン合板及びビニールフィルム、手摺部はビニールフィルムでカバーする。

(操舵室・乗員室間) 3㎡

椅子：ビニールフィルムでカバーする。

(操舵室) 5脚

長椅子：ビニールフィルムでカバーする。

(乗員室) 3個

テーブル：ビニールフィルムでカバーする。

(乗員室) 1個

3. 船底保護亜鉛及び保護アルミ

次の保護亜鉛を取外し復旧する。

なお、取外した保護亜鉛の重量計測を実施し第一管区海上保安本部船舶技術部に計測値を報告すること。

また、指示する保護亜鉛3個について導通確認を行う。

取付け場所	寸法等	個数
ト ラ ン サ ム	300×150×30 (規格品)	8個
船 尾 管 内	150× 70×30 (規格品)	2個
舵 板	150× 70×30 (規格品)	4個

4. 船底外板

次の清掃、塗装等を行う。

(1) プロペラ翼及び同軸の防汚処置は十分に行う。

(2) 主機関用等海水吸入筒(9個)、同付格子、舵、シャフトブラケットの清掃、塗膜不良部手入れ及び塗装を行う。

項 目	仕 様	範 囲
清掃、清水洗い	塗分線下の船底外板の清掃、清水洗い	約85㎡
塗膜不良部手入れ	ディスクサンダーによる手入れ	約 9㎡
塗 装	ジンクリッチプライマー-無機	タッチアップ 1回
	A/C (変性エポキシ樹脂HB)	タッチアップ 2回
	A/F (加水分解型)	タッチアップ 1回

表 示	A/F (加水分解型) 喫水マークの表示	総塗装	1回	約85㎡
			1式	

- 注1 喫水マークの表示は2回塗装する。
また、塗分線より上の塗色は黒とする。
- 2 各海水吸入筒格子並びにガードプレートは、取外し、手入れ、塗装後復旧する。
- 3 排水パイプの木栓による閉鎖等、排水による水ぬれ防止を行う。
- 4 A/F (加水分解型) 塗装は13ヶ月分の膜厚を確保し、使用塗料 (船舶安全法施行規則第65条に適合するもの) の製造所、製品名、製造年月を記録のうえ、2部提出 (1部本船渡し) とする。

5. 船側外板

塗分線上の船側外板 (約55㎡) の清掃、清水洗いをを行う。

注1 船首 (1個) 及び船尾 (2個) 防舷物の取外し、復旧を行う。

固縛索 (索種8φクモロフ 白約33m) は現装品を流用する。

注2 停船命令等表示装置の取外し、復旧を行う。

LED灯、内部基盤等精密部の取り扱いには十分留意する。

6. 清水タンク

清水タンク : 300ℓ×1個 FRP製

(1) マンホールを開放し、タンク内部の清掃及び点検後パッキン (材質 5t×50B×1440L) を取替え復旧する。

(2) 清水補給及び水質検査 (細菌検査を含む) を受け、合格証明書を2部 (1部本船渡し) 提出する。

なお、水質検査は清水補給後24時間経過した清水について行う。

7. 舵

舵 (吊下げ式単板舵×2)

舵の清掃手入れ、舵軸間隙計測を行い、受検し復旧する。

各計測、調査は入念に行う。

8. 膨脹式救命筏

次の整備点検等を認定サービスステーションにおいて行う。

(1) 膨脹式救命いかだ (第一種 藤倉ゴム工業製 H14.1製 FRN-SV-6R型) 2個

ア 外観点検 (格納状態、膨脹状態)

イ ガス充気装置の点検

ウ 艀装品の点検

エ 漏洩試験

オ 安全弁作動試験

カ 自動離脱装置 (外観点検及び作動試験)

キ 積み付け点検

ク 自動索及び補助もやい綱の取替え並びにウィークリンク交換

(2) 膨脹式救命胴衣 (東洋ゴム工業製 TJ-10 胴衣灯付) 13着

ア ポンベによる作動試験及び気密の膨脹試験

イ スプール交換 (2個/着) <造船所手配>

9. 汚物管

汚物管、便器及び便器付電動ポンプ（株）高澤製作所製 SMT-24型）1式を取外し、清掃、スイング逆止弁及びボールバルブの開放、整備復旧する。

便器の洗浄水の出口は針金等を使用し、入念に清掃する。

内張り板 2 m²の取外し、復旧は付帯とする。

汚物管 C1201T 25 A × 3 m × 2本（空気抜きバルブ付）

スイング逆止弁 CAC406 25 A × 2個

10. 閉鎖装置等

閉鎖装置、排水装置（効力試験）、船灯類、索類、航海用具、消防設備等受検準備及び復旧を行う。

なお、索類及び航海用具の復旧は乗員作業とする。

11. 受検記録等

船体部仕様に係る検査及び計測記録等は取りまとめのうえ製本し2部（1部本船渡し）を提出する。

第三章 機関部

1. 主機関整備 (両舷 2 Y)

主機関 (製造所 MAN社) 1台

※型式 D2842LE417

逆転減速機 (製造所 新潟コンバーター社)

- (1) 下記機器を取外し、開放、清掃、組立、点検、調整、圧力試験等を行い復旧する。
本整備は海上保安庁の高速ディーゼルエンジン整備の技術審査に合格した高速ディーゼルエンジン業者により実施し、別紙 (本船支給) の交換部品を取替える。
ア 清水冷却器 (補給口キャップ、ベース交換)
イ 海水ポンプ
ウ ビルジポンプ
- (2) 復旧後、火入れ、準備等を行い、乗員が操縦する係留運転及び海上試運転に立ち会う。
記録表 2部 (1部本船渡し) 提出する。

2. 軸系

プロペラ

型式 : 3翼 FPP

製造所 : ナカシマプロペラ

直径 : 755mm

プロペラ軸

直径 : 83φ ~ 90φ

長さ : 5,040

- (1) プロペラ
清掃し、バフ仕上げする。
- (2) プロペラ軸
清掃する。
- (3) 計測 {記録表 3部 (1部JG、1部本部、1部本船) 提出}
ア 軸受間隙
イ 軸トルク計測 (上架前、下架後)
- (4) アルミニウム合金陽極取替え (本船支給)
ア 保護陽極 125φ × 80φ × 14.3L 2個
イ パッキン 125φ × 21φ × 1t 2枚
- (5) 防汚措置
清掃後のプロペラ及びプロペラ軸に防汚塗料 (ベルボトムプロペラ用セット相当品 1組/軸) 2組を、塗装する。
塗装要領は、塗料添付使用説明書によること。

3. 温気暖房機

温気暖房機 (製造所 株式会社五光製作所)

※型式 DH-17MD-2型 × 1台

温気暖房機について、次の整備を行う。

- (1) 取外し陸揚げ、開放、清掃、別紙2の交換部品（本船支給）を取替え、組立てる。
- (2) 点火栓の新替えに伴い、定電圧装置（本船支給）を新替えする。

現装品 EWS-150-5

交換品 HWS-300-24

なお、交換した旧品については本船に返却することとし、必要な配線の接続、取付板の加工等については付帯とする。

装置新替え後調整し復旧、試運転を行い、良態を確認する。

- (3) 本整備に必要な排気管の内部清掃、暖房機本体に接続する排気管の取外し復旧等については、付帯とする。

4. 船底弁

次の船底弁を開放し、清掃、摺合せ、受検し、グランドパッキン取替え、復旧する。

- | | | |
|----------------|-----|----|
| (1) 主機関用（左右舷用） | 80A | 2個 |
| (2) 補助発電装置用 | 25A | 1個 |
| (3) ガソリンポンプ用 | 80A | 2個 |
| (4) 雑用海水用 | 32A | 2個 |
| (5) エアコン海水用 | 32A | 1個 |

5. 効力試験

効力試験を受検する（操作は乗員）。

なお、両舷主機関は運転時間が短いため、稼働時間の短い船舶の機関の検査を申請し、効力試験にて受検する。

- (1) 主機関
- (2) 燃料タンク非常用遮断弁
- (3) その他指示のあった事項

6. 受検記録

本仕様に基づく機関部の受検、計測記録及び整備報告書（写真含む）等は、取りまとめのうえ製本したファイル2部（1部本船渡し）、製本したファイルをPDFへ変換したデータディスク（CD-R等）2部（1部本船渡し）、主機関計測記録をデータディスク（CD-R等）により2部（1部本船渡し）提出する。

PDF電子データは船体部等全てまとめ、データディスク（CD-R等）1枚とし、主機関計測記録電子データとは、別のデータディスク（CD-R等）とする。

別紙

番号	部品名称	部品番号	単位	数量	備考
1	補給口取付パッキン	028-W10-70698	個	4	清水クーラー
2	補給口取付ベース	51.06111-6006	個	2	清水クーラー
3	補給口蓋	51.97141-0022	個	2	清水クーラー
4	圧力弁取付ベース	51.06111-5009	個	2	清水クーラー
5	フィラキャップ 2×15.5/+1	51.97141-0020	個	2	清水クーラー
6	海水ポンプ出入口パッキン	51.06901-0168	個	4	海水ポンプ
7	プレート	50.06520-0062	個	2	海水ポンプ
8	ピン	51.91301-0103	個	2	海水ポンプ
9	ゴムワッシャー	51.96003-0013	個	2	海水ポンプ
10	座金	51.90710-0429	個	2	海水ポンプ
11	菊座金	51.90801-0082	個	2	海水ポンプ
12	O-リング 90×2.5N-NBR	06.56930-3076	個	2	海水ポンプ
13	メカニカルシール	51.06520-0088	個	2	海水ポンプ
14	オイルシール 40×72×7-NBR	51.06520-0083	個	2	海水ポンプ
15	ベアリング	32007X	個	4	海水ポンプ
16	サークリップ	51.90820-0001	個	2	海水ポンプ
17	ディフューザー	51.06506-0106	個	2	海水ポンプ
18	偏心リング	51.06501-0266	個	2	海水ポンプ
19	O-リング 74×5-FPM	06.56936-2733	個	2	海水ポンプ
20	O-リング 65×6N-NBR	06.56930-6411	個	2	海水ポンプ
21	O-リング 75×3B-NBR	06.56343-2241	個	2	海水ポンプ
22	O-リング 84×3-FPM	06.56936-2946	個	2	海水ポンプ
23	O-リング	S3H-DRB	個	1	ビルジポンプ
24	O-リング	S3F-FRB	個	1	ビルジポンプ
25	ダクトシール	SIH-ARB	個	1	ビルジポンプ
26	ボールベアリング	MIB-EZZ	個	2	ビルジポンプ
27	メカニカルシール	SJI-G00	個	1	ビルジポンプ
28	インペラ	JN8-MRB	個	1	ビルジポンプ

No.	品 目	規 格	単 位	数 量
1	玉軸受	6200VV	個	1
2	玉軸受	6201VV	個	1
3	燃焼リング	GD151555C	個	1
4	カーボンブラシ	GD152084-1	個	2
5	点火栓	GD221291B	個	1
6	炎止め	GD15641A	個	1
7	燃焼指示装置パッキン	GE11277B	個	1
8	燃料散布器	GE11523C	個	1
9	排気管ガスケット	GE14338A (A)	個	1
10	シリコンOリング	GE153176	個	1
11	燃料濾器エレメント	GE620070	個	1
12	燃焼指示装置	GM11480B-1	個	1

第四章 電気部

1. 絶縁抵抗測定

電気機器及び電路の絶縁抵抗を測定し受検する。

なお、露出金属及び金属皮膜の設置確認を含み、記録表2部（1部本船渡し）提出する。